

第4章 対象事業に係る評価項目

4.1 環境影響要因の抽出

本事業の内容から、事業を実施することにより当該地域の環境に影響を及ぼすと想定される行為（以下「環境影響要因」）という。）の抽出を行った。

想定される環境影響要因は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因	抽出の理由
工事中		建設機械の稼働	・工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域内で稼働するため。
		工事用車両の走行	・資機材等の運搬に伴う工事用車両が対象事業実施区域周辺の道路を走行するため。
		土地の造成	・地形の改変、土地の形質の変更及び雨水調整池等の設置を行うため。
		雨水の排水	・工事中の排水は、仮設沈砂池等から既設の雨水管（公共下水道）を経て公共用水域に接続されるため。
供用時 ^{注1}	土地又は工作物の存在	敷地の存在	・土地の造成により新たな敷地が存在することとなるため。
		構造物の存在 ^{注2}	・敷地には、区画街路、雨水調整池等が整備されるため。

注) 1: 土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、上物事業の活動は含まない。上物事業が環境影響評価の対象となる場合は別途上物事業者による環境影響評価が行われる。

2: 供用時の構造物は、土地区画整理事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

3: 事業計画を踏まえ、配慮書の段階から環境影響要因の見直しを行った。

4.2 評価項目の選定

想定される環境影響要因に対する環境影響の評価項目を「相模原市環境影響評価技術指針（解説付）」（平成 27 年 7 月、相模原市）に準拠し、対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を勘案して、表 4.2-1 に示すとおり選定した。

環境影響評価項目の選定及び非選定の理由は、工事中については表 4.2-2 に、供用時については表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

評価項目	評価細目	工事中				供用時	
		建設機械 の稼働	工事用 車両の走行	土地の 造成 ^{注)1}	雨水の 排水	土地又は工作物 の存在	
						敷地の 存在	構造物 の存在 ^{注)2}
大気環境	大気質	○	○	○			
	騒音・超低周波音	○	○				
	振動	○	○				
	悪臭						
	風環境						
水環境	地表水			○	○		
	底質						
	地下水・湧水					○	○
土壌環境	地形・地質			○			
	地盤						
	土壌						
植物				○	○	○	○
動物		○	○	○	○	○	○
生態系		○	○	○	○	○	○
廃棄物及び発生土	廃棄物			○			
	発生土			○			
温室効果ガス							
日影及び光害	日照阻害						
	シャドーフリッカー						
	光害						
電波障害							
地域分断							
安全	危険物						
	交通混雑		○				
	交通安全		○				
景観						○	○
ふれあい活動の場		○	○		○	○	○
文化財							

注) 1：土地の造成に伴う改変による裸地の出現、地表面の舗装などを想定している。

2：供用時の構造物としては土地区画整理事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

表 4.2-2(1) 環境影響評価項目の選定及び非選定理由（工事中）

評価項目	評価細目	選定/ 非選定	選定・非選定理由
大気環境	大気質	○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働に伴う排出ガス等により、対象事業実施区域周辺の 大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため。 ・工事用車両の走行に伴う排出ガス等により、主要な走行ルート沿道の 大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため。 ・土地の造成に伴う土工事に際し、粉じん等が発生するおそれがあるた め。
	騒音・ 超低周波音	○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働に伴う騒音により、対象事業実施区域周辺に影響を及 ぼすおそれがあるため。 ・工事用車両の走行に伴う騒音により、主要な走行ルート沿道に影響を 及ぼすおそれがあるため。
	振動	○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働に伴う振動により、対象事業実施区域周辺に影響を及 ぼすおそれがあるため。 ・工事用車両の走行に伴う振動により、主要な走行ルート沿道に影響を 及ぼすおそれがあるため。
	悪臭	×	・著しい悪臭を発生する工事は想定されないことから選定しない。
	風環境	×	・風環境に影響を及ぼす作業は想定されないことから選定しない。
水環境	地表水	○	・土地の造成及び雨水の排水に伴う水の濁りが懸念されるため選定す る。
	底質	×	・対象事業の実施により公共用水域の底質に影響を及ぼすおそれはない ため選定しない。
	地下水 ・湧水	×	以下の理由により選定しない。 ・地下水位に達するような深い掘削は行わないため。 ・造成工事の着手前に土壌汚染対策法等に基づく手続きを実施し、汚染 が確認された場合は適切に対応を行う予定であるため。
土壌環境	地形・地質	○	以下の理由により選定する。 ・対象事業実施区域に重要な地形・地質が存在し、造成工事による影響 が想定されるため。 ・対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在し、斜面等の安定性へ の影響が想定されるため。
	地盤	×	以下の理由により選定しない。 ・対象事業の実施により地盤の変位、変形等をもたらす行為は想定され ないため。 ・大量に地下水を揚水する計画はなく、地盤沈下や地盤の変形を伴う重 大な環境影響は生じないと想定されるため。
	土壌	×	・造成工事の着手前に土壌汚染対策法等に基づく手続きを実施し、汚染 が確認された場合は適切に対応を行う予定であるため選定しない。
植物		○	以下の理由により選定する。 ・土地の造成による植物の重要な種又は植物群落の生育環境の変化に伴 う影響が想定されるため。 ・雨水の排水による生育環境への影響が考えられるため。
動物		○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働による動物の生息や繁殖への影響が考えられるため。 ・工事用車両の走行による動物の生息や繁殖への影響が考えられるた め。 ・土地の造成による生息環境の変化に伴う影響が想定されるため。 ・雨水の排水による生息環境への影響が考えられるため。

表 4.2-2(2) 環境影響評価項目の選定及び非選定理由（工事中）

評価項目	評価細目	選定/ 非選定	選定・非選定理由
生態系		○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働による生態系への影響が考えられるため。 ・工事用車両の走行による生態系への影響が考えられるため。 ・土地の造成による生態系への影響が想定されるため。 ・雨水の排水による生態系への影響が考えられるため。
廃棄物 及び 発生土	廃棄物	○	・既存の施設の除却等に伴い、廃棄物の発生が想定されるため選定する。 なお、地中障害物については、前掲表 1.7-1(2) (p. 1-20) に示した理由により対象としない。
	発生土	○	・土地の造成計画では切土、盛土のバランスを図り発生土量の最小化を図るが、一定量の発生土は生じる可能性があるため選定する。
温室効果ガス		×	・大量に温室効果ガスを発生、又はエネルギー消費の大きな特殊な工事は実施しないことから選定しない。なお、建設機械の稼働、工事用車両の走行に際しては、省エネ運転を励行するなど、温室効果ガスの排出量削減に努める。
日影 及び 光害	日照阻害	×	・クレーン等の重機の稼働により、日影を生じさせるおそれはあるが、一時的なものであることから選定しない。
	シャドー フリッカー	×	・シャドーフリッカーの要因となる工事は行わないことから選定しない。
	光害	×	・原則夜間工事は行わないことから選定しない。
電波障害		×	・電波障害の要因となる工事は行わないことから選定しない。
地域分断		×	・土地の造成は部分的に区画街路を整備しつつ実施する計画であり、地域分断の影響は小さいと考えられることから選定しない。
安全	危険物	×	・工事中に危険物を取り扱う場合には、関係法令に則り、適切に取り扱うため選定しない。
	交通混雑	○	・工事用車両の走行に伴い、主要な走行ルート沿道の交通混雑に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
	交通安全	○	・工事用車両の走行に伴い、主要な走行ルート沿道の交通安全に影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
景観		×	・対象事業による影響は土地の造成が完了した時点（存在時）が最大となることから工事中は選定しない。
ふれあい活動の場		○	以下の理由により選定する。 ・建設機械の稼働に伴い、ふれあい活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがあるため。 ・工事用車両の走行に伴い、ふれあい活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがあるため。 ・雨水の排水に伴う水の濁りに伴い、ふれあい活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがあるため。
文化財		×	・対象事業実施区域及びその周辺には特筆すべき史跡、名勝、天然記念物や文化遺産、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから選定しない。

注) ○は評価項目として選定したことを、×は選定しなかったことを示す。

表 4.2-3(1) 環境影響評価項目の選定及び非選定の理由（供用時）

評価項目	評価細目	選定/ 非選定	選定・非選定理由
大気環境	大気質	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、本事業の中で整備される区画街路や調整池は含まれるが、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時において、大気汚染物質、騒音・超低周波音、振動、悪臭及び風環境に係る発生要因はないことから選定しない。
	騒音・超低周波音	×	
	振動	×	
	悪臭	×	
	風環境	×	
水環境	地表水	×	以下の理由により選定しない。 ・供用時においては、雨水調整池により適切な処理を行った後、既設の公共下水道（雨水）に排出する予定であるため。 ・供用時においては、地表水を介して土壌汚染や地下水汚染が公共用水域に拡散する要因はないため。
	底質	×	・供用時においては、底質に重大な影響を及ぼす要因はないため選定しない。
	地下水・湧水	○	・敷地の存在により、雨水の地下浸透状況が変化し、地下水の水位及び湧水の流量への影響が懸念されるため選定する。
		○	・構造物の存在により、雨水の地下浸透状況が変化し、地下水の水位及び湧水の流量への影響が懸念されるため選定する。
土壌環境	地形・地質	×	・供用時に地形・地質に影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
	地盤	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には地下水の汲み上げ等の行為は想定されず、地盤沈下等地盤の著しい変形は想定されないことから選定しない。
	土壌	×	・供用時においては、新たな土壌汚染の発生や土壌汚染が拡散する要因はないことから選定しない。
植物		○	以下の理由により選定する。 ・造成地の存在による影響が考えられるため。 ・構造物の存在による影響が考えられるため。
動物		○	以下の理由により選定する。 ・造成地の存在による影響が考えられるため。 ・構造物の存在による影響が考えられるため。
生態系		○	以下の理由により選定する。 ・造成地の存在による影響が考えられるため。 ・構造物の存在による影響が考えられるため。
廃棄物及び発生土	廃棄物	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には廃棄物及び発生土の発生要因はないことから選定しない。
	発生土	×	
温室効果ガス		×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には温室効果ガスの発生要因はないことから選定しない。
日影及び光害	日照阻害	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には日照阻害、シャドーフリッカー及び光害の発生要因はないことから選定しない。
	シャドーフリッカー	×	
	光害	×	
電波障害		×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には電波障害の発生要因はないことから選定しない。

表 4.2-3(2) 環境影響評価項目の選定及び非選定の理由（供用時）

評価項目	評価細目	選定/ 非選定	選定・非選定理由
地域分断		×	・道路計画は土地区画整理前の道路配置を基準とすることを予定しており、地域分断への重大な影響は生じないと考えられるため選定しない。
安全	危険物	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。したがって、供用時には危険物の取り扱いはないことから選定しない。
	交通混雑	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。このことから、本事業により交通量が大きく増加することは想定されない。また、道路整備の実施を踏まえると、交通混雑への影響は限定的と考えられるため、本項目については選定しない。
	交通安全	×	・土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、その後の上物の整備は含まれない。このことから、本事業により交通量が大きく増加することは想定されない。また、交通安全に配慮した道路整備を行うことを踏まえると、交通安全への影響は限定的であると考えられるため、本項目については選定しない。
景観		○	以下の理由により選定する。 ・敷地の存在（土地改変の最大時）による景観資源や眺望景観への影響が想定されるため。 ・構造物の存在による眺望景観への影響が想定されるため。
ふれあい活動の場		○	以下の理由により選定する。 ・敷地の存在（土地改変の最大時）によりふれあい活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがあるため。 ・構造物の存在によりふれあい活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがあるため。
文化財		×	・対象事業実施区域及びその周辺には特筆すべき史跡、名勝、天然記念物や文化遺産、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから選定しない。

注) ○は評価項目として選定したことを、×は選定しなかったことを示す。